

適切な意思決定支援に関する指針

当院で治療・療養生活を送る患者さんは、様々な意思決定をする必要があります。
私たち病院職員は、患者さんおよびご家族や関係者の皆さんの意思を尊重するとともに、適切な意思決定ができるよう当院の指針を以下に定めます。

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えるすべての患者さんが、その人にとって最善の医療・ケアを受けられるよう、医師をはじめとする多職種から構成される医療チームが、患者さんにご家族等に対し適切な説明と十分な話し合いを行い、患者さんご本人の意思決定を尊重した医療・ケアを提供することに努めます。

ただし、生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は本指針の対象としません。

2. 人生の最終段階の定義

①がん末期のように、予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測できる場合

②慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合

（回復の見込みが乏しい状態になった場合）

③脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階であるかは患者さんの状態を踏まえて、多職種から構成される医療チームによって判断します。

3. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- 患者さんご本人による意思決定を基本とし、ご家族等も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療チームが協力し、人生の最終段階における医療・ケアの方針を決定します。
- 時間の経過、心身の状態、医学的評価の変更、取り巻く環境の変化などにより、ご本人の意思は変化することがあります。医療チームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援します。
- 患者さんが自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあるので、ご家族等の信頼できる方も含めた、ご本人との話し合いを繰り返し行います。また、この話し合いに先立ち、ご本人には特定のご家族等を自らの意思を推定する者（代理意思決定者）として前もって定めていただくこともあります。
- 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、内容の変更、中止等は、医療チームとともに①医学的適応、②ご本人の意向、③ご本人のQOL、④周囲の状況などを慎重に検討し、決定します。
- 医療チームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、ご本人・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

□患者さんご本人の意思が確認できる場合

- ご本人の状態に応じた専門的な医学的検討を行った上、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。方針の決定は、ご本人の意思決定を基本とし、ご家族も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療チームが協力し、方針を決定します。
- 時間の経過、心身の状態、医学的評価の変更、取り巻く環境の変化などにより、ご本人の意思は変化することがあります。医療チームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援します。
- ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性も考慮し、ご家族等の信頼できる方も一緒にご本人との話し合いを繰り返し行います。また、この話し合いに先立ち、ご本人には特定のご家族等を自らの意思を推定する者（代理意思決定者）として事前に定めていただくこともあります。
- このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

□患者さんご本人の意思が確認できない場合

- ご本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療チームとともに慎重な判断を行います。

- ご家族等がご本人の意思を推定できる場合には、その意思決定を尊重し、ご本人にとっての最善の方針を医療チームとともに慎重に検討し、決定します。
- ご家族等がご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについてご家族等と医療チームにより十分に話し合い、決定します。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価、とりまく環境の変化の変更等に応じて、この話し合いを繰り返し行います。
- このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

□障害や認知症等で自らが意思決定することが困難な患者さんの意思決定支援

- 障害や認知症等で自らが意思決定することが困難な場合は、厚生労働省の作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、できる限り患者さんの意思を尊重し、医療チームの支援を基に家族等と話し合い、最善と思われる意思を反映しながら患者さんの意思決定支援を行います。

□身寄りがない患者さんの意思決定支援

- ご家族等がいない場合及びご家族等が判断を医療チームに委ねる場合には、厚生労働省の「身寄りがいない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、ご本人にとっての最善の方針を医療チームが慎重に検討し、決定します。

□方針決定の際に複数の専門家からなる話し合いの場の設置を必要とする場合

- 医療チームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ご本人と医療チームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療チームとの話し合いの中で妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合などの場合、医療チーム以外の外部専門識者（医療倫理の精通者など）を加えて、方針等について審議及び助言を行います。